



人権週間特集号

荒川区

☎(3802)3111

FAX(3802)6262



http://www.city.arakawa.tokyo.jp/



http://www.city.arakawa.tokyo.jp/keitai/

犯罪被害者週間行事

～犯罪被害者を支える隣人としてできること
「犯罪被害者と隣人」

日時 12月16日(金)午後1時～3時50分

定員 130人(申込順)

講師 毎日新聞記者・川名壮志氏

費用 無料

会場 アクト21
申込み ☎(3809)2890
問合せ FAX(3809)2891

11月25日～12月1日は 犯罪被害者週間

平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間が「犯罪被害者週間」と定められました。

人権パネル展

区立小・中学校の児童・生徒の人権作品の展示等と北朝鮮人権侵害問題啓発週間パネルを展示します。

期間 12月2日(金)～11日(日)

会場
●荒川さつき会館
午前9時～午後5時
●南千住図書館
午前9時30分～午後7時30分
※2日は午後1時から
※(日)は午後5時まで
※5日(月)・8日(休)は休館

費用 無料

12月10日～16日は 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

平成18年6月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、北朝鮮人権侵害問題啓発週間が定められました。

12月4日～10日は人権週間 みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう相手の気持ち
未来へつなげよう違いを認め合う心

人権とは、誰もが生まれながらにもっている、人間が人間らしく生きていくための権利です。国際連合は、昭和23年の世界人権宣言の採択を記念して、12月10日を「人権デー」と定めています。日本では、12月4日～10日を「人権週間」と定め、人権意識の啓発に努めています。人権を守っていくためには、地域に暮らす一人一人がお互いを思いやり、人と人との絆を大切に温かい心を持つことが大切です。人権の大切さや、人権の守られる地域社会を築くために自分ができることを、考えてみませんか。

【問合せ】総務企画課 ☎内線2271

人権週間事業講演会

障がい者と健常者が混ざり合う社会を目指して
～ブラインドサッカーがつなぐ絆



©日本ブラインドサッカー協会

日時 12月10日(土)午後2時～4時
※開場は、午後1時30分

会場 ムーブ町屋ムーブホール
※手話通訳、車いす席があります

定員 250人(当日の先着順)

託児 2歳以上の未就学児
※総務企画課(☎内線2271)へ事前に申し込んでください

講師 日本ブラインドサッカー協会代表理事・
釜本美佐子氏



費用 無料

人権週間強調事項

(平成28年度法務省制定)

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者の人権を守ろう
- 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- 同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- 性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- 人身取引をなくそう
- 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

▶共に生きる社会を目指して



荒川区長・特別区長会会長
にしかわ たいいちろう
西川 太一郎

今年8月、ブラジルのリオデジャネイロにおいて、オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、熱戦が繰り広げられました。選手たちの姿は、スポーツが障がいのある無にかかわらず、人々に勇気や感動を与え、元氣や連帯感を与えてくれる素晴らしい力を持つていてくれることを私たちに教えてくれました。次は、よいよ、2020年に東京での開催となります。オリンピック憲章には、オリンピックは人権に配慮した大会であるべきだと、たわれており、オリンピック・パラリンピック競技大会は、異なる生活習慣や考え方を持った人を受け入れ、互いに尊重することの大切さを学ぶ機会です。しかし、現実には世界各地で差別や人権侵害の問題が発生しています。我が国においても同和問題や外国人に対する差別や偏見、女性、子ども、高齢者、障がい者等社会的に弱い立場にある人への虐待や、セクシャル・ハラスメント、いじめ等さまざまな人権問題が依然として存在しています。2020年東京大会に向かう今、私たち一人一人が、お互いの個性を尊重し認め合い、人権問題について改めて考えることが必要です。

区はこれからも、「区民が互いに人権を尊重しあが、共に生きる社会」の実現に向けて積極的に人権施策を推進して参りますので、一層のご支援とご協力をお願いいたします。

人権擁護委員の活動を紹介します

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員は、区民の皆さんが、人権を尊重することの大切さについて理解を深めるための普及啓発や、人権相談に応じる等の活動を行っています。
[問合せ] 総務企画課 ☎内線 2 2 7 1

普及啓発活動

■全国中学生人権作文コンテスト東京都大会

法務省等は、全国中学生人権作文コンテストを実施しています。平成28年度は、人権擁護委員による選考の結果、第五中学校3年・林菜帆さんの「あたりまえの難しさ」が荒川区代表作品として推薦され、東京都大会で奨励賞を受賞しました。

■人権の花運動

協力して花を育てることで、命の大切さや、相手への思いやり等、豊かな人権感覚を身につけるために実施しています。花を育てるにあたり、人権擁護委員が小学校を訪問し、人権の大切さ等をお話しています。

児童からは、「大切に育てて、花一つ一つに命があることがわかった」等の感想が寄せられました。



▲第六瑞光小学校の皆さん



▲第七峡田小学校の皆さん

■人権教室

互いに人権を尊重し合い、差別の無い、誰もが幸福に暮らすことのできる地域社会づくりを目指し、身近に人権問題を考える機会として、小・中学校を訪問し、人権の大切さを一緒に考えます。

28年度は尾久西小学校、第六日暮里小学校、第五中学校を訪問しました。

相談活動

人から嫌がらせや差別を受けたり、人権を侵害されたりして困っている方の相談に応じます。相談は無料で、秘密は厳守します。

日時 第2(木)、午後1時30分～3時30分(予約制)

問合せ・予約 総務企画課 ☎内線 2 2 7 1

■子どもたちの人権メッセージ発表会

9月10日に台東区で開催された、東京法務局等主催「子どもたちの人権メッセージ発表会」で、荒川区代表として第六瑞光小学校5年・遠藤隼平さんが堂々と自分の考えを発表しました。

やさしさの伝導

第六瑞光小学校5年 遠藤隼平さん



「この世界に、やさしさが一つでも多くあふれてほしい」ぼくは、経験から、そう思っています。

ある日、ぼくが、塾に遅れそうになって走っている時、男の人にぶつかってしまいました。その時はイライラしていて、「急いでいるのに」と思いました。しかし、その男の人は、「ごめんね。だいじょうぶ」と言ってくれました。その瞬間、ぼくの心は、温かい、嬉しい気持ちでいっぱいになりました。そして、さっきの自分は、自分の事しか考えていなかったと気付きました。

二日後、電車で杖を落として困っているおばあさんに会いました。ぼくは、あの時の男の人を思い浮かべ、杖を拾ってあげました。おばあさんは「ありがとう。やさしいね」と言ってくれました。ぼくは、男の人にやさしくされた時と同じ気持ちになっていることに気付きました。

このように、人にやさしくすると、相手も嬉しくなるし、自分も温かい気持ちになります。そして「やさしさ」というのは、一人のやさしさが、どんどん他の人に伝わり、広がっていくのだと思いました。

ただ、その人が自分でできることをわざわざやってあげるのは、本当のやさしさではないと思います。そんなことをしたら、その人のためにならないし、迷惑になってしまうこともあるからです。ぼくは、本当のやさしさとは、何でもやってあげるのではなく、「その人を思い、考えること」だと思います。相手の幸せを願って接することが大切なのです。

人は、誰でも必ず心の中に、やさしさをもっています。世の中に、そのやさしさを広げる人が増えていくといいと思います。

■区内の人権擁護委員 (50音順・敬称略)

- ▶宇津井洋子 ▶大家 康子 ▶小林美奈子 ▶榊 眞理子 ▶鈴木 文男
- ▶高田 正道 ▶新田 知子 ▶松熊 貴代 ▶村井 泰雄 ▶矢吹 誠

お互いを尊重し合える社会を願って 人権擁護委員 小林 美奈子氏



区内では、10人の人権擁護委員が活動しています。法務大臣から委嘱された民間ボランティアである私たちは、普及啓発活動と相談活動を行っています。

これらの活動は、小・中学校を訪問し、いじめ等へ意見を直接聴いて、私たちの思いを伝えることができる貴重な機会となっています。

人権相談は、平日に東京法務局で面接または電話で行い、荒川さつき会館でも月に1回、面接相談を受け付けています。一人で悩まずに相談して

みてください。話すだけでも心が軽くなるかもしれません。もちろん秘密は厳守します。

皆さんの考える人権とはどのようなものでしょうか。生まれたときからすべての人が持っている、人間らしく幸せに生きる権利、それが人権です。人と人が接すれば、そこには人権に関わる問題が生じることもあります。とても身近で大切なこの権利を忘れてしまうと、つい人を傷つけ、傷つけられてしまうことになるかもしれません。相手の気持ちを思いやり、自分のことも大切にして、お互いを尊重し合える社会になることを願っています。このためのお手伝いをさせていただくことが、私たちの役割だと思っています。人権週間を機に、人権の視点から、日頃の人との接し方を振り返ってみませんか。

人権に関する相談機関

人権全般の相談

- ▶東京都人権プラザ(台東区橋場1-1-6)
(月)～(金)午前9時～午後5時 (火)は午後8時まで
※平成29年2月に港区芝2-5-6 芝256スクエアビル1・2階へ移転予定
☎(3871)0212
- ▶東京法務局常設相談所
(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分
☎0570(003)110

子どものための相談

- ▶子ども家庭支援センター
(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分
☎(3805)5523

▶教育センター教育相談室(電話相談)

(月)～(金)午前9時～午後5時 ☎(3801)4338

▶荒川区子どもの悩み110番

(月)～(金)午前9時～午後5時 ☎0120(136)110

▶子どもの人権110番(東京法務局人権擁護部内)

(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分 ☎0120(007)110

▶法律相談

▶人権に関する法律相談(区役所3階区民相談所)

第3(火)午後1時～4時(予約制) ☎内線2145

▶夜間人権ホットライン(東京都人権プラザ(公財)東京都人権啓発センター)

12月8日(木)午後5時～8時 ☎(5824)9620

☎(5824)9621

▶高齢者のための相談

▶おとしよりなんでも相談(区役所2階高齢者福祉課内)

(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分 ☎内線2675

▶障がい者のための相談

▶障害者福祉課(区役所1階)

(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分 ☎内線2685

▶荒川たんぽぽセンター

(月)～(金)午前9時～午後5時 ☎(3891)6824

▶支援センターアゼリア

第3(木)を除く午前9時～午後9時 ☎(3819)2343

▶アクト21こころと生き方・DVなんでも相談

第1(金)、第2(木)、第4(水)・(金)は午前10時～午後4時。第2(金)、第3(水)・(金)は午後2時30分～8時。第1(水)は午後5時～8時。第2(土)は午前10時～午後3時(予約制) ☎(3809)2890

▶犯罪被害者等のための相談

▶公益社団法人被害者支援都民センター

(月)・(木)・(金)午前9時30分～午後5時30分 (火)・(水)午前9時30分～午後7時 ☎(5287)3336